業務方法書の一部改正について

1 業務方法書(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
(追加損失負担金)	(追加損失負担金)
第88条 (略)	第88条 (略)
2 前項の追加損失負担金の額は、未補填損失を、不履行発生日の非不履	2 前項の追加損失負担金の額は、未補填損失を、不履行発生日の非不履
行参加者ごとの当該不履行発生日における <u>参加者基金所要額のうち当社</u>	行参加者ごとの当該不履行発生日における <u>参加者基金所要額</u> で按分した
<u>が規則で定めるもの</u> で按分した額とする。	額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)

2 附 則

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。